

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1（X2の主たる介護者であり唯一の家族）に係る鬱病罹患のため家事もできないほどの精神状態、X2の施設入所による家族別離等の事情から、平成24年9月以降の避難費用、就労不能損害、日常生活阻害慰謝料（6割増額）及び入通院慰謝料（いわゆる赤本基準・素因減額なし）等が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

損害項目	細目	和解金額	期間
避難費用	アパート代	38万7000円	自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日
生活費増加分	カーペット代	5970円	自 平成23年3月11日 至 平成25年5月31日
	カーテン代	2万6030円	
	除雪用具代	7593円	
就労不能損害		27万円	自 平成24年12月1日 至 平成25年8月31日
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）		各自 300万円	自 平成23年3月11日 至 平成25年8月31日
身体的損害	入通院慰謝料	申立人X1 187万9600円 申立人X2 79万3500円	自 平成23年3月11日 至 平成25年8月31日
	文書料	4万5300円	
	通院交通費	2万9040円	
	布団クリーニング代	1万6757円	
	布団・上下カバー・おねしょシート代	1万760円	
本件和解仲介に関する弁護士費用		28万4147円	
損害合計		975万5697円	

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前条記載の損害項目及び期間についての和解金として、金975万5697円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として219万円を支払い済みであることを確認する。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月25日